

2 不 登 1 2 第 3 3 号
令和 2 年 3 月 1 3 日

東京土地家屋調査士会長 殿

東京法務局民事行政部首席登記官
(不動産登記担当)

登記所備付地図作成作業実施区域内における分筆登記等の申請について（依頼）

平素から登記行政につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、当局では、登記所備付地図作成作業を下記の区域において実施しているところですが、今般、基準点の設置が完了しました。

つきましては、当該区域内において、分筆等地積測量図を添付情報とする登記の申請及び嘱託並びに地図訂正の申出をされるときは、当局で設置した基準点を用いて地積測量図を作成していただく必要がありますので、貴会員への周知方よろしくお取り計らい願います。

なお、当局設置の当該地域における基準点網図、成果表及び点の記については、東京法務局墨田出張所に備え付けています。

また、基準点網図及び基準点の設置位置一覧を当局ホームページにて掲出いたしますので、御活用願います。

おって、現地の測量に際しましては、東京法務局民事行政部不動産登記部門地図整備室地図作成作業担当に相談の上、着手するようお願いします。

記

実施区域 江東区北砂四丁目の一部地区

東京都千代田区九段南一丁目1番15号九段第2合同庁舎4階
東京法務局民事行政部不動産登記部門地図整備室
地図作成作業担当 板垣、阿部
電 話 03-5213-1414（直通）
時 間 午前8時30分から午後5時15分土日祝日、年末年始は除く

東京土地家屋調査士会
- 2.3.16
受 付